

1. 世田谷区の「住民参加の街づくり」の現状について、お考えをお示してください。
形骸化している。

2. 以下、現行街づくり条例又は素案についてお尋ねします。

前文を置くことについて、どうお考えですか。符号に をお付けください。

ア. 前文はあった方がよい

イ. 前文はなくてもよい

ウ. その他

国や都の公共事業やその他の都市計画事業も街づくり条例の対象とすることについて
どうお考えですか。符号に をお付けください。

ア. 当然である

イ. 場合による

ウ. 必要ない

エ. その他

前問に関連して、現行街づくり条例（素案も同じ）第3条第2号の「事業者」の定義中の
「公共的団体」、「それに準ずる団体」とは何を指すとお考えですか。例示でも結構です。

公共的団体

それに準ずる団体

現行街づくり条例（素案も同じ）には、第9条をはじめ「区民等の意見を反映すること
ができるよう必要な措置を講ずるものとする」との規定がありますが、この措置とは、ど
のような措置とお考えでしょうか。また、どのような措置が望ましいとお考えですか。都
市整備方針策定の場合を例にお答えください。

現状についてお考えの措置

望ましいとお考えの措置

素案第4章には3,000㎡以上の土地を対象として土地取引行為の届出と建築構想の届出
が規定されています。制定による効果についてお尋ねします。符号に をお付けください。

ア. 十分効果が上がると思う

イ. 一定程度の効果は上がると思う

ウ. もっと小規模な敷地まで対象にしないと効果が上がるとはいえないと思う

エ. その他

別紙を用いてご自由にご意見等をお寄せください。必ずお名前をお書きください。

（この部分については、公開希望又は非公開希望とお書きください。）

以上